問　１　　誰に報告？
①看護職員に報告
②日勤責任者に報告後、日勤責任者は事業所責任者に報告

どのような対応？
①検温の実施。37．5℃以上であれば直ちに居室対応を実施する
可能であれば利用者にマスクを装着していただく。

問　２　　誰に報告？
①看護職員に報告
②日勤責任者に報告後、日勤責任者は事業所責任者に報告

どのような対応？
①居室対応が可能な様子であれば居室対応を実施し、マスクを装着
していただく。
②居室対応やマスクの装着が困難であれば他の利用者から2m
以上離れた所で過ごしていただく

問　３　　誰に報告？どのような対応？
①看護職員に報告
②日勤責任者に報告後、日勤責任者は感染対策委員長（不在時は
委員）に報告する（日曜日の為、事業所責任者は大概は不在）
③翌日に事業所責任者が直ちに施設長への報告が出来るよう、メモ
等で伝える。また事業所責任者に感染対策委員には報告済みであ
る事もメモ等で伝える。

問　４　　①（　　発熱　　）・嘔吐・下痢いずれか2つが重なった場合

②（　　嘔吐　　）2回　　いつもと違う（　　下痢　　）が2回

または（　　嘔吐　　）　と　（　　下痢　　）症状が重なった場合

③上記の様子が見られるが症状が軽度であり、判断に迷った場合

通常通りの対応で良い

問　５　　感染性胃腸炎（疑いも含む）の方の下膳方法

①居室に準備されている袋に容器や箸・スプーンを入れ、袋の
口を縛り居室内に用意したごみ箱に捨てる
②袋（大）を2重にし、その中にお盆・コップ等を入れる。
袋の中に0．1％次亜塩素酸ナトリウム溶液を入れた後、しっかりと袋の口
を縛り、厨房前の物置にあるバケツに入れる。

問　６　　①吐物マニュアルに基づいて処理を行う
②下剤や浣腸施行による反応便なのか、看護職員に確認する
③下剤や浣腸施行による反応便でない場合は感染対策Bの開始
を看護職員と事業所責任者に報告する